

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高温工学試験研究炉（H T T R）原子炉施設に係る定期事業者検査についての面談
2. 日時：令和2年9月23日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
大東首席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、
館内主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、岡田技術参与、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所高温工学研究炉部H T T R計画課長 他3名

5. 要旨

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、高温工学試験研究炉（H T T R）原子炉施設の定期事業者検査報告書について、資料に基づき説明があった。
 - ・ 定期事業者検査においては、添付資料のとおり、原子炉長期停止中において継続的に機能維持を要する設備の検査を実施する。なお、添付資料に記載した対象設備機器は、「H T T Rの特別な施設保全整理表（試験研究用等原子炉施設）」（以下「施設保全整理表」という。）から、定期事業者検査の対象設備機器を抜き出したもの。
 - ・ 定期事業者検査は、品質保証計画や現在申請中の保安規定に規定される独立検査組織により実施する。
- 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - ・ 施設保全整理表は、以下の各点について見直しをすること。
 - － 原子炉長期停止中において継続的に機能維持を要する設備機器だけでなく、供用中に機能維持を要する設備機器も記載し、その上で定期事業者検査の対象が分かるように見直しを行うこと。また、定期事業者検査の対象としない対象については、その理由も明確にすること。
 - － 複数台を有する設備機器について、複数回に分けて検査を実施するものは、実施時期を明確にすること。
 - ・ 施設保全整理表の点検頻度欄の記載は、定期事業者検査を実施しない対象設備機器についても「定期事業者検査のつど」と記載されているなど点検間隔が不明確なので、記載内容の見直しを行うこと。
- JAEAから、承知した旨回答があった。

6. その他

資料1：HTTR原子炉施設の定期事業者検査について

資料2：HTTR原子炉施設 施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表、検査要否整理表

以上